

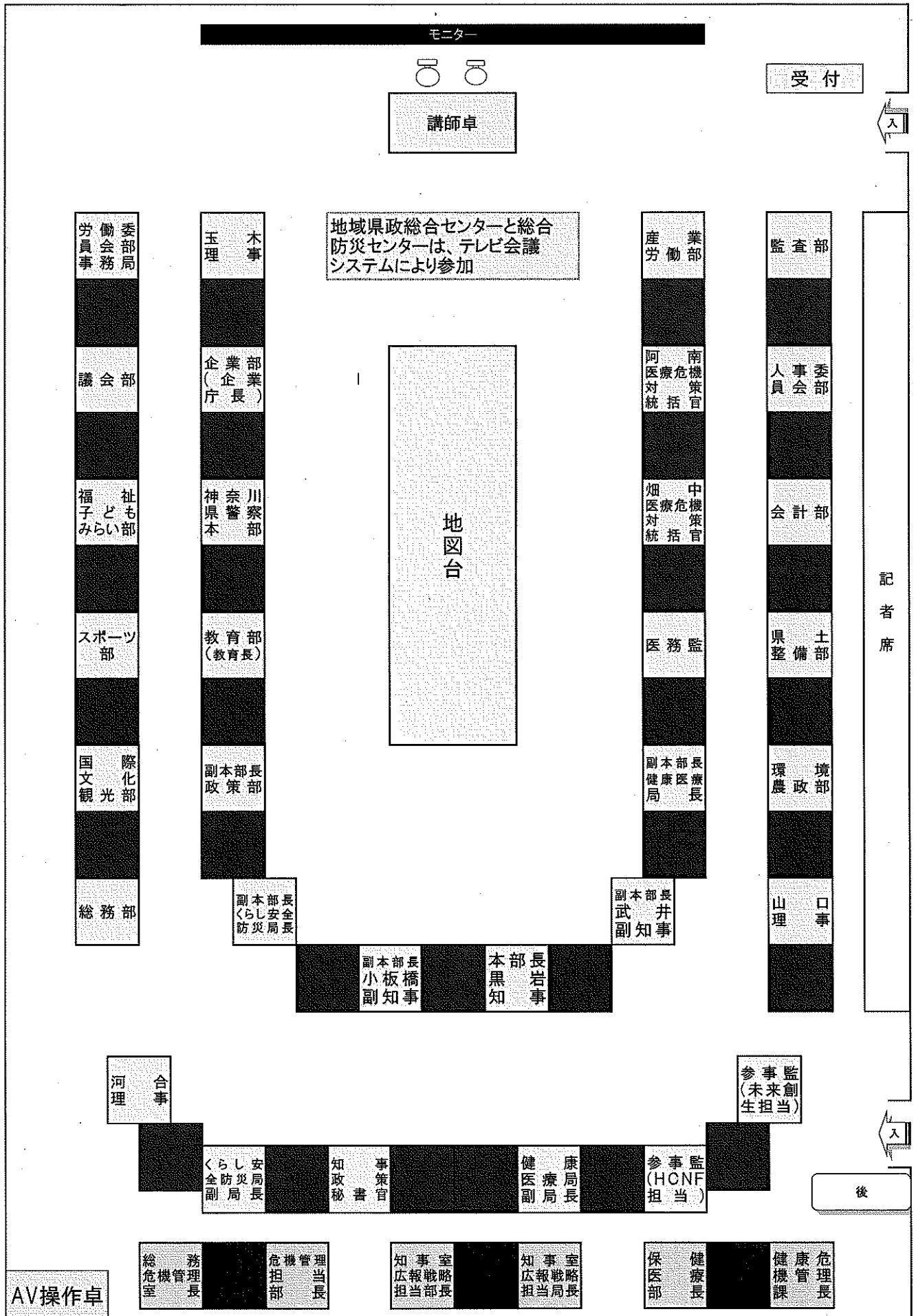
第4回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議 次第

日時 令和2年4月6日 16:00～

場所 第二分庁舎6階 災害対策本部室

- 1 開会（くらし安全防災局長）
- 2 本部長あいさつ
- 3 議題
 - (1) 国・県の動向について
 - (2) 新型コロナウイルス感染症に対応した緊急経済・社会対策について
 - (3) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針について
 - (4) 緊急事態宣言に伴い知事が実施できる緊急事態措置について
- 4 その他

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議(第4回) 座席表(令和2年4月6日)



軽症者等の療養に関する対象者等の基本的考え方について

- 今後、感染者の増加に伴い、重症者を優先する医療体制へ移行を進める。
- この際の入院措置以外の宿泊療養・自宅療養で対応する者についての考え方を整理する。

基本的考え方

- 地域での感染拡大の状況によっては、軽症者等には、PCR検査陽性であっても、自宅での安静・療養を原則としつつ、高齢者や基礎疾患を有する者等への家庭内感染のおそれがある場合には、入院措置を行うものとしている。
- その際、その時点の感染状況や病床の状況だけではなく、今後の増加の兆候、医療提供体制の整備状況を踏まえ、将来生じうる入院治療が必要な患者数も見越して判断。
- 都道府県は保健所等と連携して宿泊療養にかかる体制や自宅療養の患者へのフォローアップを実施する体制を整備した上で、対策の移行を行う。他の対策（外来・サーベイランス）との関連も留意。

対象者の考え方

【宿泊療養等の対象者】

- PCR検査陽性で、感染防止にかかる留意点が遵守できる者のうち、原則①から④までに該当せず、帰国者接触者外来又は入院中の医療機関の医師が症状※や病床の状況等を踏まえ、入院が必要な状態ではないと判断した者
※発熱、呼吸器症状、呼吸数、胸部レントゲン、酸素飽和度SpO2等

① 高齢者 ② 基礎疾患がある者 ③ 免疫抑制状態にある者 ④ 妊娠している者

【入院以外の療養場所】

- 軽症者等が、高齢者等（※）と同居している場合には、受入れ可能な入院病床数の状況を踏まえて可能なときは、入院措置を行う。 ※ 上記①から④のいずれかに該当する者
- その上で、地域における病床が不足する場合は、以下の措置を行う。

▶ 宿泊療養

- ・都道府県が用意する宿泊施設において、療養する（以下「宿泊療養」という。）
- ・その際、高齢者等又は医療従事者、福祉・介護職員等と同居している軽症者等について、優先的に宿泊施設を確保すること。
特に、以下「自宅療養」に記載する空間を分ける対応ができない者については、確実に宿泊施設を利用することができるように配慮すること。

▶ 自宅療養

- ・入院病床の状況及び宿泊療養の入居可能状況を踏まえ、軽症者等が外出しないことを前提に、自宅での安静・療養を行う
※ 高齢者等が同居家族である場合には、必ず、自宅内での生活空間を完全に分ける、一時的に近くの親戚宅等に移動する等の対応を取ること。
ただし、この際、当該高齢者等は、基本的には濃厚接触者に当たるため、移動に際しての対応、移動後の健康管理等については、保健所の指示に従う。

宿泊療養・自宅療養の解除の基準

- 原則として、退院基準（PCR検査で2回連続陰転化を確認）と同様の基準で解除する。ただし、宿泊療養・自宅療養中の軽症者等にPCR検査を実施する体制を取ることにより、重症者に対する医療提供に支障が生じる可能性がある場合、宿泊療養・自宅療養開始から14日間経過した場合※に解除する。
※ 14日間は、保健所（又は保健所が委託した者）が健康観察を実施。症状に大きな変化がある等の場合は、医師の診察を受け、必要であれば入院。

準備事項

- ・都道府県等において、帰国者・接触者外来と調整する窓口の設置。都道府県に宿泊療養を調整する窓口を設置。
- ・宿泊療養について、必要と見込まれる居室を①自治体の保有する研修施設等②地域の公共的な施設（国の研修施設等）③ホテル等の民間宿泊施設等を借り上げ等を検討
- ・自宅療養にかかるフォローアップ体制、体調急変時の対応等の体制整備。

※国の研修施設等に関しては、適宜厚生労働省へ相談

軽症者等の療養等に関する流れ

帰国者・接触者外来において、検査を実施する際、(その時点で入院加療が必要なさそうな場合)
 ・医療機関所在地の保健所(又は調整窓口)へ連絡→宿泊療養・自宅療養の可否等の確認
 ・患者にも陽性になった場合に備えた準備を依頼

陽性の場合

連絡があった保健所より、必要に応じて都道府県(宿泊療養)や居住地保健所(居住地が異なる場合)等必要な機関へ事前連絡

帰国者・接触者外来の医師が医療機関所在地の保健所へ患者発生の届出(入院の要不要を合わせて伝達)

所在地の保健所が入院勧告

入院

医療機関所在地の保健所(又は調整窓口)において、療養場所の確定

自宅療養

患者の居住する地域の保健所へ
 自宅療養対象者について連絡(管轄保健所が異なる場合に限る)

宿泊療養

保健所設置市・特別区の場合には、都道府県調整窓口において調整

搬送(都道府県が手配)

居住地保健所において在宅療養対象者リストを作成・フォローアップ体制の準備

公共交通機関以外で帰宅

居住地保健所(又は委託先)においてフォローアップを実施
 ※症状悪化の際には医療機関へ

自宅療養解除の要件の確認

入院

宿泊療養の実施・健康観察
 ※症状悪化の際には医療機関へ

退所の基準を満たす旨の確認、都道府県の調整窓口へ連絡

都道府県の調整窓口から医療機関
 所在地の保健所に連絡(退所)

医療機関所在地の保健所から居住地保健所に連絡

入院

健危第8号
令和2年4月1日

神奈川県感染症対策協議会 委員 様

神奈川県健康医療局保健医療部
健康危機管理課長
(公印省略)

令和2年度神奈川県感染症対策協議会の書面協議会の実施について（依頼）

本県の感染症対策の推進につきまして、日頃格別の御理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、次のとおり書面協議会を実施することとし、別紙意見書により、各委員の御意見をお伺いしますので、何卒御協力いただきますよう、よろしく申し上げます。

なお、各議題とも、「賛成」が過半数を上回った場合、了承とさせていただきますので、あらかじめ御承知おきください。可否同数の場合、本協議会会長に御一任くださるようお願いいたします。

- 1 議題 別紙次第のとおり
- 2 返送期限 令和2年4月6日(月)までに、ファクシミリ又は電子メールにより、御回答をお願いします。
- 3 返送先 神奈川県健康医療局保健医療部健康危機管理課感染症対策グループ 行
(FAX 045-633-3770 Eメール kenzou-kansen@pref.kanagawa.lg.jp
〒231-8588 横浜市中区日本大通1)
- 4 資料等
 - 次第
 - 報告資料（資料1-1）
 - 意見書

問合せ先（事務局）
感染症対策グループ 新、小野
電話 045-210-4791（直通）
FAX 045-633-3770
Eメール kenzou-kansen@pref.kanagawa.lg.jp

書面協議 意見書

協議事項

新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者及び軽症患者については、自宅又は宿泊施設での安静・療養を原則とし、協議が整い次第、実施する。

異議なし

異議あり

理由又はその他ご意見

委員氏名

協議事項の提案理由

「感染症指定医療機関に限らず一般の医療機関においても、感染症病床及び一般病床を含め病床を確保してもなお、『地域での感染拡大により、入院を要する患者が増大し、重症者や重症化するおそれが高い者に対する入院医療の提供に支障をきたすと判断される場合』」（令和2年3月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に該当するため。

患者の拡大を見据えた神奈川モデル

本県では、最も患者が増加すると見込まれる中等症患者は、県内のいくつかの病院を拠点化した「重点医療機関」に入院していただき、加えて、重症患者は、救命救急センターなど、高度な機能を持つ病院に入院していただく。

また、無症状病原体保有者及び軽症患者については、重点医療機関や高度医療機関の入院に支障をきたさないようにするため、自宅や宿泊施設等で経過を観察しながら過ごしていただく。

自宅や宿泊施設等での経過観察については、ICTの活用や電話によるフォローアップにより、安全で安心な療養を実施する。

医療人材・物資の不足に伴い、医療資源の効果的・効率的な活用のためには、拠点化・集約化が不可欠。

今後、大幅に患者が増えた際にも治療が必要な方に適切な医療を提供するとともに、医療崩壊を防ぐためには、無症状・軽症も含めたすべての症状に対応できる「神奈川モデル」に円滑かつ速やかに移行する必要がある。

(参考)

- ・県内入院患者 93 名（感染症指定医療機関 59、一般医療機関 34）
- ・入院調整中の患者 8 名

新型コロナウイルス感染症に対応した緊急経済・社会対策

1 趣旨

県では、法定の「新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部」を設置し、感染拡大防止と爆発的感染拡大発生時の医療崩壊を回避させるための施策を進めている。

一方、多くの人が集まるイベントの中止や、外出自粛の要請、学校の休校等の感染症拡大防止策の実施により、消費の低迷や精神的なストレスの高まりなど、経済的・社会的な課題が顕在化してきており、感染症拡大防止対策とは別に、こうした課題にも速やかに対応していく必要がある。

そこで、経済・社会における緊急性の高い施策をはじめ、収束後も見据えた県内経済や県民生活の早期回復を図るための総合的な施策を推進する。

2 対策の枠組み

(1) 情報収集・相談対応

(2) 緊急対策

ア 中小企業対策

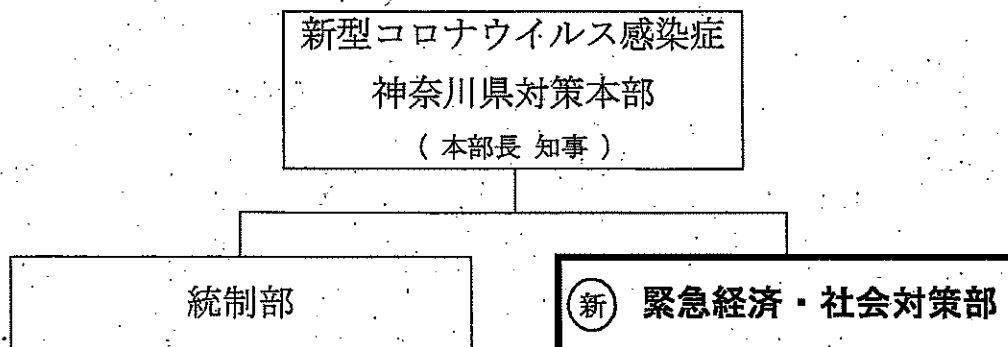
イ 社会生活対策

◎ 感染症拡大の収束に目途がつくまでの間、国の緊急経済対策を踏まえながら、急施を要する経済・社会対策を速やかに実施する。さらに、収束後を見据えた対策についても順次実施していく。

3 推進体制

現行の「新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部(法令設置)」のもとに、新たに「緊急経済・社会対策部」を設置する。

状況に応じて、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく本部廃止後(感染症収束後)も、独立した組織として存続する。



新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針

新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針に定める「県機関における取り組み」については、次のとおりとする。

なお、事態の更なる進展や収束、国の緊急事態宣言や対策方針の変更など、状況の変化があった場合には、本方針の充実や見直しなど、柔軟に対応する。

1 対象期間

令和2年2月26日から令和2年8月31日まで

2 全庁を挙げた対策の実施

○全部局・任命権者が新型コロナウイルス感染症対策本部体制の下、急を要しない業務の中止や見直しを行い、医療崩壊を防ぐための取組や県民の経済・雇用対策に注力する。

3 職員向け対策

- 感染拡大防止の徹底を図るため、全職員が率先してテレワークを実施する
- ・原則として全職員がテレワークを実施し、県民対応等の状況から困難な場合は、拡大時差出勤や年次休暇（時間休を含む）取得など、感染拡大防止に向けて柔軟な対応を図る。
 - ・特に、妊娠中や基礎疾患があるなど感染した場合に重症化リスクの高い職員については、分担の見直し等により必ずテレワークができる環境を整える。
- 勤務時間外も感染拡大の防止を意識して行動する
- ・「換気の悪い密閉空間」「多くの人の密集する場所」「近距離での密接した会話」の3つの「密」を避ける
 - ・夜間、休日や休暇取得日においても不要不急の外出を避ける など

4 県立学校向け対策

別添資料1「1 県立学校における対応について」

5 イベント等の実施の扱い

別添資料2「イベント等の実施の扱い」

6 来庁者への対応

県民や事業者の皆様ができるだけ来庁しなくてすむように、県への提出物等について、郵送やインターネットによる提出を周知・要請する。

問合せ先

【2、3、6】総務局副局長兼総務室長 安井 電話 045-210-2101

【4】教育局副局長 落合 電話 045-210-8005

【5】知事室広報戦略担当課長 大塚 電話 045-210-3650

くらし安全防災局企画調整担当課長 青木 電話 045-210-3412

現在の新型コロナウイルスの状況をふまえた
県教育委員会の対応（令和2年3月30日現在）

1 県立学校における対応について

(1) 現時点において、県立学校については、4月6日の始業日以降2週間程度、臨時休業とする。

○ ただし、

- ・入学式は卒業式と同様に、規模の縮小や時間を短縮して実施する。
- ・また、4月6日の週及び4月13日の週に、各学年別等で登校日を設け、必要な連絡、指導等を行う。

(2) その後、状況の推移を見定めながら、学校再開に向けて、学年別の分散登校（一週間に1、2回程度の登校）、時差通学及び短縮授業など、教育活動を段階的に再開していくことを検討する。

(3) また、この方針は、今後の本県の感染状況及び国の専門家会議の意見による対応等により変更することがある。

2 社会教育施設における対応について

4月以降も当分の間休館とする。

イベント等の実施の扱い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針のうち「5イベント等の実施の扱い」について、県が主催するイベント等及び県民利用施設の対応については、次のとおりとする。

1 対象期間

令和2年8月31日まで

2 対応**(1) 県民が参加するイベント等**

不特定多数の方が集まるイベント等は、原則、中止又は延期とする。

ただし、開催せざるを得ないイベントは、感染症拡大予防策（※）を施したうえで開催することができる。

なお、入学式、資格試験など、参加者が特定され、かつ、開催を中止・延期することが困難なものは、参加者に十分注意喚起を行い、感染症拡大予防策（※）を施したうえで開催することができる。

(2) 会議・研修等

不要・不急の会議・研修等については、原則、中止又は延期とする。

なお、開催せざるを得ない会議・研修等は、まず電子会議への切替え、書面開催を検討し、難しい場合には、規模の縮小、時間の短縮等を行い、感染症拡大予防策（※）を施したうえで開催することができる。

(3) 県民利用施設

県民の外出を誘引する県民利用施設について、出来る限り閉館等の対応を行う。

※感染症拡大予防対策

- 発熱・せき等、かぜの諸症状が見られる方の参加見合わせ
- 参加者への手洗い、うがい、マスクの着用の徹底（主催者の県職員含む。）
- 入場時のアルコール消毒液の設置
- 濃厚接触解消の工夫
- 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策
- 密閉、密集、密接場面など、クラスター感染発生リスクが高い状況の回避
- 感染発生の場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

緊急事態宣言に伴い知事が実施できる主な緊急事態措置

- 県民の外出自粛要請
- 学校、社会福祉施設、興行場、多数の者が利用する施設の使用の制限、催物の開催制限等の要請、指示、公表
- 臨時の医療施設における医療の提供
- 指定公共機関(輸送事業者)に対する緊急物資の輸送の要請、指示
- 特定物資の所有者に対する物資の売渡しの要請、収用、保管命令

庁内会議の見直しについて

1 概要

会議の見直しについては、平成 28 年 7 月 1 日付け「全庁横断会議の見直し方針」に基づき、全庁横断会議の見直しを行ってきた。

一方、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、全職員が率先してテレワークを実施するなどの職員向け対策を実施している。

そうした中、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大を受け、政府においては、明日にも新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を行う可能性があることから、本県としてもより一層の緊張感を持ってこの事態に対処する必要がある。

感染拡大防止のためには、「換気の悪い密閉空間」「多くの人の密集する場所」「近距離での密接した会話」の 3 つの「密」を避けることが重要であるが、庁内会議は 3 つの「密」に該当し、新型コロナウイルス感染症拡大の契機となりかねない。

特に、知事、副知事、局長など幹部職員が多数出席するような会議において、クラスターが発生した場合、今後の県政に支障が出るため、早急な対策が必要になる。

なお、県が主催する会議・研修等の開催については、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づいて引き続き適切な対応を取っていただくよう、併せてお願いする。

2 見直し案

(1) 対象

緊急時の会議を除く全庁内会議

(2) 見直し案

- ・ 構成員、陪席者の見直し
(例 1) 担当局長は原則構成員とはしない
(例 2) 常時陪席の廃止 (必要時のみ出席)
- ・ (出張を伴う出席者の) スカイプ等の活用
- ・ 開催の中止、延期、書面開催

(3) 周知方法

総務局長名で各局長等あて通知を行う。

(4) 実効性の担保

- 庁内会議の見直し状況調査を①全庁横断会議 (裏面「全庁横断会議一覧」参照)、
②その他会議 (要綱設置会議) を対象に段階的に実施する。

3 その他

庁内会議の「構成員、陪席者の見直し」については、「働き方改革」の観点からも効果があることから、一時的な視点ではなく恒常的な視点から行うものとする。

※ 外部の有識者等との会議において WEB 会議の活用希望がある場合、事前に情報システム課と相談のうえ、実施するものとする。

全庁横断会議一覧

※ この一覧は、現段階で行政管理課が把握しているものであり、記載されていない全庁横断会議も今回の見直しの対象となります。

※ 全庁横断会議

(緊急時会議を除く) 知事や副知事を筆頭とし、各局長等を構成員とする全庁横断的な会議

【政策局】

- ・ 政策会議
- ・ 課題別局長会議
- ・ ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部
- ・ 神奈川県持続可能な開発目標（SDGs）推進本部
- ・ 神奈川県未来創生推進本部
- ・ 神奈川県基地問題検討会議

【総務局】

- ・ 行政改革推進本部
- ・ 働き方改革推進本部
- ・ 職員健康経営推進本部
- ・ ICT・データ利活用推進本部
- ・ 県有地・県有施設利用調整会議

【くらし安全防災局】

- ・ 安全・安心まちづくり推進本部

【国際文化観光局】

- ・ かながわグローバル戦略推進本部
- ・ 神奈川県観光戦略本部

【スポーツ局】

- ・ 神奈川県ラグビー・オリパラ・スポーツ施策総合推進本部

【環境農政局】

- ・ 神奈川県環境基本計画推進会議
- ・ 丹沢大山自然再生推進本部
- ・ 水源環境保全・再生施策推進本部

【福祉子どもみらい局】

- ・ 福祉21推進会議
- ・ 人権男女共同参画施策推進会議
- ・ 神奈川県子ども・青少年みらい本部

【産業労働局】

- ・ ロボット共生推進会議
- ・ かながわスマートエネルギー計画推進本部

【県土整備局】

- ・ 線引き等調整会議